

## 「テレワーク促進助成金＜一般コース＞」における助成対象外となる機器等（例）

○助成対象外経費に該当する機器等を申請されるケースが多く見られます。支給申請の前に本助成金募集要項とあわせてご確認のうえ、申請書類をご提出ください。

●申請書類には、申請機器等の導入目的・利用用途を必ずご記入ください

○テレワーク導入計画を踏まえ、審査にて助成対象可否を判断しているため、具体的な機器等の助成対象可否についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

※下表は例であり、下表以外の項目も助成対象外経費となる場合がございます。

申請項目・内容	募集要項
<b>①税込み単価 1,000 円未満の少額の消耗品</b> 例) マウス 等	募集要項 17 頁 別表 2
<b>②税込み単価 10 万円以上の消耗品</b> 例) ・パソコン ・V P Nルーター 等	募集要項 17 頁 別表 2
<b>③必要最小限の経費に該当しないもの</b> ・テレワーク実施対象者数を超える数量分（テレワーク実施対象者以外が使用する経費は対象外） ・テレワーク実施対象者 1 人に、モバイル機器等を 2 台貸与の場合 例) ・「ノートパソコン」を 2 台（機能重複のためいずれか 1 台は対象外）  ※但し、一部の機能が重複の機器については、各製品の使用目的・業務上の必要性が認められる場合はいずれも助成対象とする。 例) ・「ノートパソコン」と「モニター」  ・付属品に該当するもの 例) ・ヘッドセット付属品（デスクホンからソフトホンへ移行するツール） ・ペン先キット（替え芯等のオプション）等  ・目的用途以外の機能を搭載した機器 例) ・テレビチューナーが搭載されたモニター ・電話機付きプリンター複合機  ・目的用途や機能が重複するもの 例) ・カメラ機能が搭載されたパソコンと別売のカメラ ・充電器が付属されたスマートフォンと別売の充電器  ・UPS（無停電電源装置） ※但し、OS 搭載の Windows サーバー(事務所内のテレワーク用)へ接続のものに限り対象  ・オプションの保証 例) メーカー保証に追加する有料の延長保証 等	募集要項 17 頁 別表 2
<b>④中古物品</b> 完全な新品ではない製品 例) アウトレット品、整備済み品、バルク品全般、新古品、新品未開封 等	募集要項 17 頁 別表 2
<b>⑤単価の確認が不可能なもの</b> ・セット価格商品 例) キーボードとマウスのセット	募集要項 15 頁 助成対象外経費 ③

<p><b>⑥期間(月単位等)による料金設定がある場合、3か月を超えた使用料</b> (助成対象は3か月分)</p> <p>例) セキュリティソフト、R D S 利用料や業務ソフトウェア 等</p> <p>※ 1年契約等の製品は、3か月に按分した額を申請してください。</p>	<p>募集要項 14 頁 別表 1-1</p>
<p><b>⑦社内環境の整備に該当するもの</b></p> <p>例) ・P B X(クラウド含)電話装置の導入 ・社内 L A N 工事 ・社内に設置する機器 等</p> <p>例) ・リモートアクセス先となるパソコン及び当該機器に付随する増設メモリ等 ・無線 LAN アクセスポイント ・SW ハブ関連機器 ・プリンター ・Web 会議用機器 (モニター、カメラ、スピーカー、マイク等) 等</p> <p>※但し Web 会議用機器については、在宅勤務者との Web 会議を目的とした導入の場合 (モニター、カメラ、スピーカー、マイク)各 1 台は助成対象。</p>	<p>募集要項 17 頁 別表 2</p>
<p><b>⑧システムの再構築や冗長化に該当するもの</b></p> <p>例) ・バックアップ機能強化目的の設備 ・機器の増強目的のリプレースやグレードアップ 等</p>	<p>募集要項 17 頁 別表 2</p>
<p><b>⑨業務改善や効率化に該当するもの</b></p> <p>・新たな基幹業務システムの導入</p> <p>例) ・給与計算システム ・営業管理システム ・勤怠管理システム ・ペーパーレス化 ・電子化システム 等</p> <p>※上記は、テレワーク環境の整備ではなく、業務改善や効率化に該当するため対象外。 但し、既に導入済システムのアカウント等の追加は助成対象となります。</p> <p>・業務を補助する自動化専用ソフト</p> <p>例) ・R P A ソフト ・A I ロボ 等</p> <p>・顧客との商談やオンラインセミナー配信を主目的とした Web 会議機器や Web 会議システムの導入</p> <p>・企業の拠点間をつなぐための導入</p>	<p>募集要項 17 頁 別表 2</p>
<p><b>⑩テレワークの実施を可能とする情報通信機器等の導入ではないもの</b></p> <p>例 1) 間接経費 (消費税、振込手数料、事務手数料 等) 、送料 等</p> <p>例 2) シュレッダー、プロジェクター、インクカートリッジ、トナー、一眼レフカメラ、スマートウォッチ、USB メモリ、SD カード、電源タップ、延長コード等のケーブル類、タブレット用スタンド、モニタースタンド、マイクスタンド、アームレスト、モバイルバッテリー、クレードル、椅子、机 等</p> <p>例 3) 各種部品 (パソコン筐体、基盤、ディスク等)</p>	<p>募集要項 13-14 頁</p>

### <ご注意ください> 見積書について

見積書は、申請導入機器や委託作業内容等の積算根拠となります。以下のような不備となるケースが多く発生しておりますので、募集要項 19 頁⑩、20 頁⑪で示す注意書きをご参照のうえ、ご提出ください。

#### 【主な不備となる例】

- ・見積書の有効期限が支給申請日時点で切れている
- ・ネットショッピング等の価格案内ページの写しを見積書としている
- ・委託作業内容が不明瞭である。(⇒どのような委託内容 (作業内容) か具体的にわかる書類が必要)